

## 授業等における合理的配慮の申請について（ご案内）

授業等における合理的配慮を申請できるのは、下記①に該当する「障害のある学生」のみです。希望する方は、下記②の書類を、③の提出期日までに学生支援センターへ提出してください。

### 【①】授業等における合理的配慮の対象者

次のような障害及び社会的障壁（注）により継続的に、日常生活や社会生活で困りごとがある学生が対象です。

- ・身体障害（視覚・聴覚・肢体不自由など）
- ・知的障害
- ・精神障害（発達障害を含む）
- ・その他の心身機能障害（指定難病や慢性疾患など）

（注）社会的障壁とは、障害のある人が日常生活や社会生活を営むにあたって、障害となるような制度、慣行、観念、施設、情報、意思疎通、その他一切の事物をいいます。

#### ◆ 対象外となる（申請できない）ケース

- ・一時的なケガや病気（例：骨折、風邪など）、妊娠中・出産後の体調変化など

☞対象外となるケースは、授業等における合理的配慮の対象ではありませんが、別途サポートできる場合があります。心配な方は学生支援センターへご相談ください。

### 【②】申請書の提出

学生支援センターに以下を提出してください。

- ・A. 授業等における合理的配慮申請書
- ・B. 授業等における合理的配慮の説明書兼同意書
- ・情報提供書（3か月以内に発行／具体的に配慮内容が記載されているもの）  
→身体に障害のある方は障害者手帳のコピーだけでよい場合がありますので、学生支援センターにご相談ください。
- ・障害者手帳のコピー（お持ちの方）  
→療育手帳のみの場合は、コピーに加えて本学所定の情報提供書も必要です。
- ・申請理由が精神障害の場合  
→状況確認のため、半期ごとに所定の情報提供書を提出してください。

### 【③】申請書類の提出期日 令和8年2月12日（木）

- ・申請は年1回です。授業等における合理的配慮の提供期間は、授業担当の先生へ依頼書を渡してから、その年度末までです。
- ・提出期日を過ぎてから申請をする場合は、学生支援センターにお問い合わせください。

### 【④】申請書類の提出先および手続きに関する問い合わせ

提出先：学生支援センター（4号館1階）

受付時間：平日9：00から17：30まで（土日祝日を除く）

連絡先：TEL. 072-956-9956（直通）

### 【⑤】お知らせ 学生相談室の利用について

合理的配慮の内容を一緒に考えたり、授業での困りごとを整理したりするため、学生相談室を利用することも可能です。授業等における合理的配慮を希望される方は、あわせて学生相談室の利用をお勧めします。

学生相談室予約



学生相談室：6号館B棟1階（保健センター内にあります）

利用方法：事前予約をおすすめします（保健センターでも予約可能です）

## A. 授業等における合理的配慮申請書（授業配慮）

四天王寺大学

四天王寺大学短期大学部 学長殿

申請日 年 月 日

フリガナ		学籍番号		セメスタ	
氏名		所属学科	（ ）学科		
		専攻コース	（ ）専攻・コース		
本人連絡先	— —	メールアドレス	@		
保護者氏名		保護者連絡先	— —		
申請理由	<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 病弱・虚弱 <input type="checkbox"/> 発達 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他				
根拠資料	<input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 情報提供書 <input type="checkbox"/> 手帳コピー（身体・精神・療育） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
申請理由詳細	※ここには障害名、病名等を書いてください。				
具体的な状態・症状					
授業上の困難	※ここには申請理由に基づく、授業を受ける際の困りごとを書いてください。書ききれない場合は、別紙を添付してください。				
希望する配慮内容	※下に、配慮を希望する内容をできるだけ具体的に書いてください。これは、個別の希望を把握するためのものであり、書いた内容がそのまま合理的配慮として確定するものではありません。書ききれない場合は、別紙を添付してください。				
学内利用歴	<input type="checkbox"/> 学生相談室 <input type="checkbox"/> 学習サポートデスク <input type="checkbox"/> 保健センター <input type="checkbox"/> これらを利用したことはない				
個人情報の共有	<p>本書の内容は、本学の個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に管理し取り扱います。</p> <p>●合理的配慮の提供のために、次の教員・部署とは必ず必要最小限の情報共有を行います。</p> <p>→所属学科教員・授業担当教員などの関係教員、学生支援センター、学生相談室、教務課</p> <p>●必要に応じて、以下の部署等と必要最小限の情報共有を行う場合があります。</p> <p>→キャリアセンター、教職教育推進センター、グローバル教育センター、図書館、保健センター、あなたの受講をサポートする学生など</p> <p>●以下で、情報共有をされたくないところには、<input type="checkbox"/>印に「✓」を書いてください。</p> <p>→<input type="checkbox"/>同じ授業を受けている学生、<input type="checkbox"/>学外実習先、<input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>※緊急時（生命・安全に関わる場合）には、同意を得ずに情報共有することがあります。</p>				
同意書	<p>上記、個人情報の共有について同意します。</p> <p style="text-align: center;">署名 _____</p>				

〔学生支援センター記入〕 添付資料：診断書 ・ 情報提供書 ・ 手帳写し ・ 時間割 （新規 ・ 継続）

以下、受付印

## B. 授業等における合理的配慮の説明書兼同意書

- ・本学では、法律等に基づき、適切な合理的配慮を提供します。

---

### 【①】 授業等における合理的配慮の対象者

次のような障害及び社会的障壁（注）により継続的に、日常生活や社会生活で困りごとがある学生が対象です。

- ・身体障害（視覚・聴覚・肢体不自由など）
- ・知的障害
- ・精神障害（発達障害を含む）
- ・その他の心身機能障害（指定難病や慢性疾患など）

（注）社会的障壁とは、障害のある人が日常生活や社会生活を営むにあたって、障害となるような制度、慣行、観念、施設、情報、意思疎通、その他一切の事物をいいます。

#### ◆ 対象外となるケース

- ・一時的なケガや病気（例：骨折、風邪など）、妊娠中や出産後の体調変化など

☞ 対象外となるケースは、合理的配慮の対象ではありませんが、別途サポートできる場合があります。心配な方は学生支援センターへご相談ください。

---

### 【②】 申請のタイミング

- ・申請は年1回です。原則、指定された期間内に申請してください。
- ・指定された期間を過ぎての申請の場合、支援を提供できない場合があります。
- ・手続き中や申請前の授業には、さかのぼって配慮を提供することはできません。

---

### 【③】 合理的配慮とは？

- ・学修に取り組みやすくするため、授業への参加方法や連絡方法、課題の提出方法などを、障害の特性によって生じる困難に応じて変更・調整するものです。
- ・「優遇」ではないため、全学生と同じ評価基準に基づいて、公平に成績を評価します。
- ・課題や試験の免除、欠席を出席扱いにすることなど、学修内容や成績評価の基準を変えることはできません。
- ・科目によって授業内容や評価方法、教員の指導方法などが異なるため、どの科目でも同じ配慮ができるわけではなく、配慮内容の詳細は科目ごとに異なります。
- ・希望する配慮が大学にとって大きな負担となる場合は、別の支援方法を一緒に検討します。
- ・希望する配慮がすべて認められるとは限りません。
- ・合理的配慮は、学生が自身の困難を把握し、必要な支援を周囲に伝える力を養う貴重な機会でもあります。そのため、申請書の作成や面談は、学生本人が主体となって行うことを基本とします。
- ・合理的配慮は、合理的配慮依頼書を授業担当の先生に提出した時点から適用されます。

---

### 【④】 授業等における合理的配慮依頼書の扱い

- ・「授業等における合理的配慮依頼書」は、自分で授業担当の先生に渡してください。
- ・配慮内容について、あなたが先生と直接相談をしましょう。
- ・直接先生に依頼書を渡すのが難しい場合は、学生支援センターへご相談ください。
- ・「授業等における合理的配慮依頼書」に記載されていない配慮は、基本的に対応できません。
- ・新たに配慮が必要になった場合は、担任または学生支援センターに相談してください。

---

【同意書】 私は、上記①～④のすべての内容を理解・同意したうえで申請をします。

申請者：(学籍番号) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

提出日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

提出先：四天王寺大学 学生支援センター

## C. 授業等における合理的配慮を受けるには（支援の流れ）

### 【①】申請書の提出 □

学生支援センターに以下を提出してください。

- ・授業配慮申請書
  - ・情報提供書または医師の診断書（3か月以内に発行／具体的に配慮内容が記載されているもの）  
→身体に障害のある方は障害者手帳のコピーだけでよい場合がありますので、学生支援センターにご相談ください。申請理由が精神障害の場合は、半期ごとに情報提供書を提出してください。
  - ・障害者手帳のコピー（お持ちの方）  
→療育手帳のみの場合は、コピーに加えて本学所定の情報提供書が必要です。
  - ・時間割表（あなたがUNIPASSから印刷してください）
- ！ この後の②～④の手続きが終わるまで、支援はスタートされません

### 【②】面談 □

次のいずれかの面談で、あなたの困りごとや希望する配慮内容を確認します。

- ・所属学科の先生との面談（面談日時は先生からあなたに連絡があります）
  - ・学生相談室との面談（右のQRコードから、予約をお願いします）
- ！ どちらの面談になるかは、別途連絡をします。  
！ 面談内容は支援に関係する先生方と共有されます

学生相談室  
面談予約



### 【③】大学内で支援内容を整理 □

面談内容をもとに、大学でサポート出来ること・出来ないことを検討・整理します。

- 「授業等における合理的配慮の依頼書（案）」を作成します。
  - 担当の先生からあなたに連絡がありますので、「授業等における合理的配慮の依頼書（案）」の内容を確認してください。
- ！ 配慮内容は所属学科、支援センター、教務課などと共有されます  
！ あなたがこの会議に出席する必要はありません

### 【④】先生に依頼書を渡す → 支援スタート！ □

- ・授業ごとに授業等における合理的配慮の依頼書を用意（センターが用意し、あなたに連絡します）
  - ・あなたから授業等における合理的配慮の依頼書を直接、授業担当の先生に渡してください  
→ 直接先生に依頼書を渡すのが難しい場合は、学生支援センターに相談してください！
- ！ 特に履修者が多い授業では、先生に「授業配慮を申請しています」と伝えると、合理的配慮が 必要な学生だとスムーズに認識してもらえます。

### 🔔 注意・お願い □

- ・申請から授業等における合理的配慮の依頼書の受け取りまでに 1か月以上かかる場合があります  
→ 連絡がない場合は、学生支援センターへ連絡をしてください！
- ・提出時にもらう申請書コピーは 大切に保管してください
- ・支援の状況確認のため、学期中にあなたと面談を行うことがあります
- ・学期末にアンケートを実施しますので、必ず回答してください

### ！ 困ったときは… □

困ったときや迷ったらすぐに担任や学生支援センターにご相談ください！